○ 中空知衛生施設組合入札等参加者指名選考委員会要綱

(設置)

第1条 入札参加者の指名選考等を厳正かつ適正に行うため、中空知衛生施設組合入札等 参加者指名選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第1条の2 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 地域限定型一般競争入札に係る入札参加資格要件の決定及びその入札参加資格要件の確認に付随する審議
 - (2) 指名競争入札に係る参加者の指名選考及びその指名選考に付随する審議
 - (3) 随意契約(その予定価格が、滝川市の規則の準用に関する規則(昭和 56 年規則第 1 号)第2条第1項第11号の規定により準用する滝川市財務規則(昭和 55 年滝川市規則第34号)第143条第1項各号に掲げる金額を超えるものであって、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の2第1項第2号から第8号(再度の入札に付し落札者がないときを除く。)まで又は第9号に該当するものに限る。次号において同じ。)締結前における随意契約に該当する案件か否かの審議及び選定業者等その内容の審議(次号に該当することとなる場合を除く。)
 - (4) 天災地変その他特別の理由により令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に該当することとなった場合における随意契約締結後におけるその内容の承認
 - (5) 入札(契約)保証金の納付の免除についての承認
 - (6) 最低制限価格又は低入札価格調査の適用が適当か否かの審議 (組織)
- 第2条 委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てるものとする。
- 第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。
 - (1) 事務局長
 - (2) 事務局次長
 - (3) 中空知衛生施設組合を構成する市町の衛生担当課長相当職の者
- 2 委員長は、前項の委員のほかに審査を行うために必要があると認めたときは、職員の うちから臨時の委員を指名することができる。

(委員長の職務及びその代理)

- 第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 委員長が出席できないときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は、必要の都度、次の各号に掲げるいずれかの方法から委員長が決定し開催する。
 - (1) 議事の概要を対面で説明し、審議を行う方法
 - (2) 議事の概要を書面により回付し、審議を行う方法
 - (3) 議事の概要を電磁的記録により回付し、審議を行う方法

(対面会議)

- 第5条の2 前条第1号に規定する方法により開催する場合の委員会(以下「対面会議」 という。)は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数によって 決する。ただし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 2 委員長は、対面会議の議事に必要な説明を行わせるため、当該発注業務に関係する職員を説明員として対面会議に出席させることができる。
- 3 委員は、対面会議に出席できない場合は、委員から委任された職員を代理人として出 席させることができる。

(書面会議)

- 第5条の3 第5条第2号に規定する方法により開催する場合の委員会(以下「書面会議」という。)は、委員の過半数への書面による回付により成立し、議事は、当該回付された委員の過半数によって決する。ただし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 2 委員長は、書面会議の議事に必要な説明を行わせるため、当該発注業務に関係する職員を説明員として対面又は書面による資料の提出により説明させることができる。
- 3 委員は、書面による議事の概要の回付を受けることができない場合は、委員から委任された職員を代理人として回付を受けさせることができる。

(電子会議)

- 第5条の4 第5条第3号に規定する方法により開催する場合の委員会(以下「電子会議」という。)は、委員の過半数への電磁的記録による 回付により成立し、議事は、当該 回付された委員の過半数によって決する。ただし、可否同数の場合は、委員長の決する ところによる。
- 2 委員長は、電子会議の議事に必要な説明を行わせるため、当該発注業務に関係する職員を説明員として対面又は電磁的記録による資料の提出により説明させることができる。
- 3 委員は、電磁的記録による議事の概要の回付を受けることができない場合は、委員から委任された職員を代理人として回付を受けさせることができる。

(参加者の選考)

- 第6条 指名競争入札に参加させるべき者の選考は、滝川市の要綱等の準用に関する要綱 (平成31年要綱第1号)第2条第1項第6号の規定により準用する滝川市建設工事等指 名競争入札参加者指名基準(平成7年3月15日施行)等の例により行うものとする。 (書記)
- 第7条 委員会の議事を整理するため、委員会に書記を置く。
- 2 書記は、事務局の職員を充てる。

(指名(参加)業者選考調書の作成等)

- 第8条 書記は、委員会において指名競争入札等の参加者の指名選考等が行われたときは、 指名(参加)業者選考調書(別記様式)を作成し、委員長の記名押印を得るものとする。
- 2 指名選考等に要した資料は、書記が保管する。

(守秘義務)

- 第9条 委員会に出席した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 (委員長への委任)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附則

- この要綱は、平成12年5月2日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 14 年 1 月 11 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和6年7月11日から施行する。